笹岡ゆうこ一般質問（個別　子どもの受動喫煙防止について　議事録）

1. 子どもの受動喫煙防止について

平成30年、東京都の受動喫煙防止条例が一部施行され、平成32年に本格施行となります。これらは第１種施設以外の建物の屋外喫煙禁止を義務づけるものではありませんが、東京都子どもを受動喫煙から守る条例の趣旨を鑑みて、通学路における子どもの受動喫煙を防止できるよう、市が事業者等に働きかけるなどをしてほしいという保護者の声が出ています。市の考えと対策について見解を伺います。

市長：屋外での受動喫煙対策については、東京都の受動喫煙防止条例について都知事や都から意見を求められた際、実際意見交換を行った際に、私自身、屋外の受動喫煙についても東京都に対策をお願いしたいと訴えました。その結果、屋外の喫煙所の設置に補助金がついたことなど、屋外での分煙についても一定程度、市の意見も取り入れていただけたとは考えています。

しかし、子どもを受動喫煙から守る条例に関し、通学路等の取り扱いについて東京都に考え方や対応について確認をしましたところ、条例は喫煙者や保護者の努力を求めるもので、罰則もないため、実際に都として規制する等は難しいとの回答でありました。また、東京都も具体的には条例の啓発にとどまっているとのことでした。

　通学路等への具体的な受動喫煙防止の取り組みについてはなかなかハードルが高いとは考えていますが、武蔵野市喫煙対策庁内調整会議を立ち上げました。特に駅前の屋外喫煙について、検討を始めたところであります。通学路の受動喫煙対策については、例えば行政だけでなく市民の力をかりるなど、さまざまな可能性について検討する必要があると考えています。

またそれと並行して、受動喫煙に関しては都の動きを注視しながら、まずは市民に対する受動喫煙や喫煙等に関する周知啓発を行うほか、喫煙者を減らす対策としての禁煙外来の周知等を行っていきたいと考えております。

--------再質問--------

受動喫煙に対しては、確かに私もこれ、市と保健所と都のほうに確認いたしました。結構難しいものでありまして、しかしながら、罰則規定とかもないですが、通学路に関しては、お母さん方から、そこの事業者の１階の玄関で社員の方が吸っている状態で、結構何人かいるとなかなか煙たい状態なので、お子さんが息をとめてそこの間を通っているということも伺っています。そういったことを考えますと、市としてやはり受動喫煙、都の条例をもっと啓発して、子どもが受動喫煙から守られるように市としても大事に考えていますということを発信したらいかがかなと思いますけれども、お考えを伺いたいと思います。

市長：御承知のとおり、この東京都の条例は屋内を想定しているものでございます。そして、**現時点で、屋外での受動喫煙の害についての医学的根拠等が示されていないという現状もございます**。御質問の中でもございましたが、市長への手紙等にも、駅前の路上に流れるたばこの煙等、また通学路等で喫煙スペースがあるということで、市民の方から御意見等いただいた際には、ごみ総合対策課の職員が出向き、たとえそこが私有地であっても、事業者等には道路に煙が流れないよう配慮を求めてはおります。

しかし、私有地であり、現状はお願いしかできないという課題がございます。ことしというか、東京都が新たに屋外の喫煙所の設置に補助金をつけていきますので、そちらの活用や運用等をしっかりと研究して、対策を講じていきたいと考えております。